

宝塚市の広報板にポスターを掲示するためには

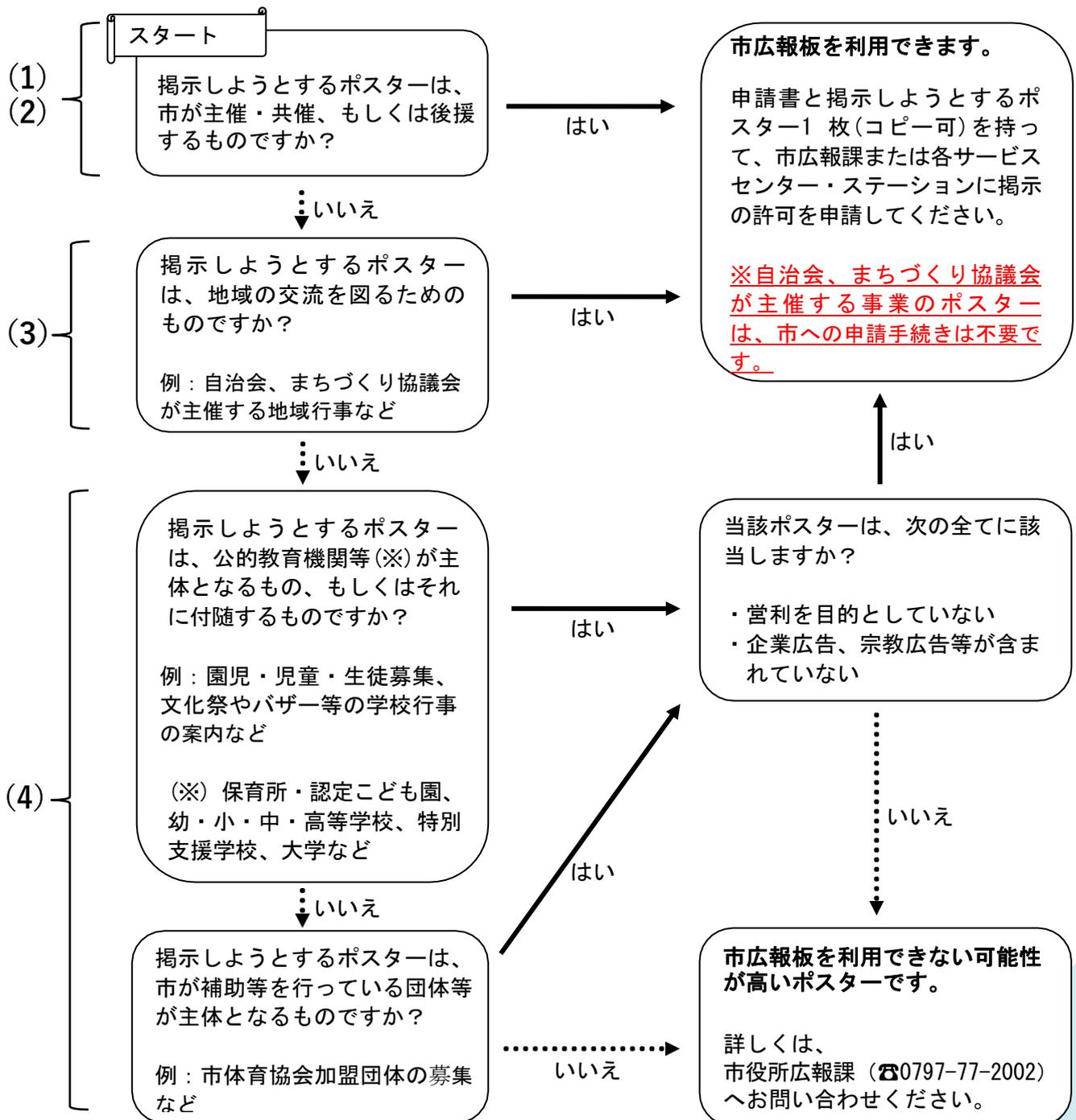
1 掲示を許可できるもの

宝塚市広報事務取扱規定 第 8 条の規定に基づき、掲示しようとするポスターが次のいずれかに当てはまる場合は、市広報板を利用できるものとします。

- (1) 市が主催・共催する事業（イベント・行事など）のポスター
- (2) 市が後援する事業（イベント・行事など）のポスター
- (3) 自治会・まちづくり協議会が主催する事業（イベント・行事など）のポスター
- (4) その他、市が掲示を許可するもの

掲示許可早分かりフローチャート

「はい」の場合は → へ、「いいえ」の場合は → へ進んでください。



2 掲示できる期間およびポスターのサイズ・枚数

(1) 掲示できる期間

掲示期間は、原則、一カ月単位です。月途中からでもかまいません（例：4/15～5/15）。

(2) 掲示できるポスターのサイズ・枚数

(ア) サイズ

A3判（30cm×42cm）を上限とします。

(イ) 枚数

最大80枚（A3判は40枚）まで申請できます。ただし、掲示スペースが限られるため、申請した全てのポスターを掲示できない場合があります。

3 広報板の使用許可申請からポスターの掲示・撤去までの流れ

次の(1)～(4)の手順に沿って市広報板をご利用ください。

(1) 掲示の可否を判断

「1 掲示を許可できるもの（掲示許可早分かりフローチャート）」を参考に、掲示しようとするポスターが掲示可能なものかどうかを判断してください。

判断に迷う場合は、市役所広報課（☎0797-77-2002）へお問い合わせください。

(2) 掲示許可の申請手続き

掲示しようとするポスターが「掲示を許可できるもの」にあたる場合は、主催者等が申請書（市ホームページからダウンロード可）と掲示しようとするポスター1枚（コピー可）を持って、市役所広報課または各サービスセンター・ステーションに掲示の許可を申請してください。上記2点を添付し広報課にメールで申請することも可能です。

「自治会・まちづくり協議会が主催する事業のポスター」は、市への申請手続きは不要です。

(3) ポスターの掲示

掲示の許可がおりれば、申請者がポスターの掲示を行ってください（「市が主催・共催する事業のポスター」を除く）。掲示の際には、下記「4 市広報板利用にあたっての注意点」に記載する事項を必ず守ってください。

なお、市広報板の所在地は、市ホームページの「宝塚市地図情報」（下記からリンク）から確認できるほか、市役所広報課で所在地図を配布しています。

※ 下記URL から「宝塚市地図情報トップページ」へリンクします。

<https://www2.wagmap.jp/takarazuka/Portal>

- 操作手順
- ① 「各種地図選択」の「公共施設情報」をクリック
 - ② 注意事項を確認後、「同意する」のボタンをクリック
 - ③ 施設のカテゴリで「市役所」を選択
 - ④ 「市広報板」のチェックボックスにチェックを入れて絞り込み検索

(4) ポスターの撤去

申請した掲示期間終了後は、ご自身でポスターを撤去してください。

4 広報板の今後について

- 広報板事業の見直しに伴い、令和8～9年度、希望される地域へ譲渡します。それ以外の広報板は令和10年度までに順次撤去していきます。
- 撤去するまでは、今まで通り本申請書での受け付けを行います。
- 利用可能な広報板の所在地は、市ホームページで随時お知らせします。
<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/1060687/1060723/1041301/index.html>

5 市広報板利用にあたっての注意点

- 掲示許可期間以外の日には、ポスターを掲示しないでください。
- 重ね張りや枠外張りなど、無理な掲示はしないでください。
- ポスターの破損を避けるため、できるだけ光沢紙の使用やラミネート加工をしてください。
- 不明点等は市役所広報課（☎0797-77-2002）へお問い合わせください。